令和８年第４回定例会　議案関係資料（各部個別説明案件）

資料4

（当 初 発 送 議 案）

			ページ
1	**令和８年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について** **【第１０１・１１２号議案関係】**	総務部	2
2	**パブリックアート作品購入に伴う補正予算について** **【第１１２号議案関係】**	人権文化部	3
3	**箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の改正について** **【第１０４・１１２号議案関係】**	市民部	5
4	**箕面市立リサイクルセンター条例の廃止について** **【第１０５号議案関係】**	市民部	6
5	**箕面市立駐車場条例の改正について** **【第１０６号議案関係】**	都市整備部	7
6	**粟生外院彩都分署整備に係る機械設備工事の契約解除等について** **【第１１２号議案関係】**	消防本部 企画部	8
7	**大阪広域水道企業団との水道事業の統合に伴う手続について** **【第１０９・１１０・１１１・１１２・１１４号議案関係】**	上下水道局	10
8	**待機児童保育室の設置について** **【第１０２・１１２号議案関係】**	子ども未来部	12
9	**指定管理者の指定について** **【第９６・９７・９８・９９・１００号議案関係】**	企画部 人権文化部 都市整備部	14

議会説明資料　第101・112号議案　　令和8年11月20日

令和８年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について

総務部　職員課

令和8年人事院勧告に対応するため、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正します。

1　令和８年人事院勧告の内容と本市の対応内容

（1）令和8年人事院勧告の内容

①給料月額の改定：中堅層以上の職員に重点を置き給料月額を全体的に引き上げ

②期末・勤勉手当の改定：支給月数を 0.05 月分引き上げ

③その他手当：初任給調整手当、宿日直手当の額の改定

（2）本市の対応内容

①給料月額の改定：人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料月額について、中堅層以上に重点を置きつつ 9,300～15,600 円の範囲で全体的に引き上げ（再任用職員については、21,900 円引き上げ）

②期末・勤勉手当の改定：支給月数を 0.05 月分引き上げ

職　種	現　行　（月分）			改定後　（月分）		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
常勤・任期付・会計年度	2.525	2.125	4.65	2.55 (+0.025)	2.15 (+0.025)	4.70 (+0.05)
特別職・議員	4.60	－	4.60	4.65(+0.05)	－	4.65(+0.05)
特定任期付	2.50	2.10	4.60	2.525(+0.025)	2.125(+0.025)	4.65(+0.05)
再任用	1.425	1.025	2.45	1.45(+0.025)	1.05(+0.025)	2.50(+0.05)

③その他手当：人事院勧告に準拠

（3）人件費影響額　約 3 億 5 千万円

2　改正する条例

・箕面市一般職の職員の給与に関する条例　他3条例

3　適用時期

・給料表、初任給調整手当等：令和8年4月1日

・期末・勤勉手当：令和8年12月1日

※いずれも条例公布後に追加支給

議会説明資料　第112号議案　　令和8年11月20日

パブリックアート作品購入に伴う補正予算について

人権文化部　アート・文化財課

◆　令和9年3月13日に開催を予定している「箕面市アートのまちづくりシンポジウム」の企画運営業務等委託において、令和7年に開催された大阪・関西万博のテーマでもあった「いのち輝く未来社会のデザイン」の本質を引き継ぎながらも、これからの箕面でのアートのまちづくりのシンボルとなり、未来への歩みを力強く後押しできる作品の提案を求めたところ、ジュリアン・オピー氏の作品の提案がありました。

◆　箕面市の風土・都市空間に調和し、「国際的な発信力」、「万博での作品展示」および「パブリックスペースへの作品設置の豊富な実績・知見」を兼ね備えた世界的に著名な現代美術家の作品を設置することで、将来にわたり地域の価値を高め、市民の豊かな感性を育むための未来への資産づくりとなることから、増額補正を行います。

1　補正予算概要

船場におけるアート×まちづくり事業

【歳出】	委託料	56,980 千円
	備品購入費	▲4,776 千円
【歳入】	まち・ひと・しごと創生基金繰入金	52,204 千円

2　パブリックアートの設置について

（1）設置場所と設置の目的

箕面船場阪大前駅周辺をアートと市民をつなぐ空間に位置づけ、駅前周辺にパブリックアートを設置します。大阪・関西万博に展示されていた著名なアーティストのパブリックアート作品を設置することで、多くの市民が世界的に著名なアート作品に触れ、アートを肌で感じられる空間を創出します。

（2）作品の選定と適正な価格の把握

パブリックアート作品の購入は一過性の消費ではなく、数十年にわたり地域に残り続ける「自治体の共有資産」となります。そのため作品や作者の評価だけでなく、長期間にわたり良好で安全な状態を維持できる高品質な作品を選定し、将来的な修繕頻度を抑え、ライフサイクルコストの抑制が必要です。それらの要素について、外部有識者を交えた美術作品選定会議を開催し、将来にわたり地域の価値を高め続ける作品であることを確認しました。また、作品価格の妥当性については、第三者による鑑定を行う予定です。

（3）購入予定作品について

大阪・関西万博で展示された両面 LED ディスプレイ作品に登場していた人物の静止版。

【参考】大阪・関西万博で展示された両面 LED ディスプレイ作品（People 14.）



（4）ジュリアン・オピー氏について

①略歴

1958年ロンドンに生まれる。ロンドン大学ゴールドスミス校で学び、1980年代以降は、英国内外での個展、グループ展で数多く紹介されている。ポップアートやミニマリズムなど西洋美術史の様式を消化吸収し、単純化した色彩や線で人物や風景の形態的な美しさを表現する独自のスタイルを確立した。

②国内での設置事例

≪People 14.≫2026年、世田谷ビジネススクエア

大阪・関西万博で展示された両面 LED ディスプレイ作品を移設

≪銀行家、看護師、探偵、弁護士≫2015年、香川県高松港エリア

瀬戸内国際芸術祭を契機に常設された石彫作品群

≪歩いて仕事に行く夢を見た。≫2002年、電通本社ビル（東京・汐留）

ロビー等に設置された LED アニメーション作品

議会説明資料　第104・112号議案　　令和8年11月20日

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の改正について

市民部　環境クリーンセンター

◆ 令和9年4月から、古紙類及び小型充電式電池の分別収集を市内全域でスタートします。また、市民及び市双方に費用負担が生じている環境クリーンセンターにおける特定家庭用機器の搬入受入れを廃止します。これに伴い「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」を改正します。

◆ なお、古紙類は地域団体による集団回収を基本とし、今後も制度を継続します。

1　条例改正の概要

（1）新たな収集品目の追加

令和9年4月から、市による古紙類及び小型充電式電池の分別収集を市内全域で開始することに伴い、収集品目及び収集回収を追加する条例改正を行います。

◇対象品目

【古紙類】 新聞、雑誌、段ボールなど

【小型充電式電池】リチウムイオン電池、モバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホンなど

◇収集回数と排出場所

月に2回、日常で家庭ごみを排出している場所

（2）特定家庭用機器（テレビ、洗濯機等）の環境クリーンセンターへの搬入廃止

搬入者には手数料、市には搬出費用の負担があるため、搬入先を双方に負担のない指定取引場所とし、センターへの搬入を廃止するため、手数料規定を削除します。

◇今後の処分方法

・排出者による指定取引場所への持込み（手数料負担無し）、市又は一般廃棄物収集運搬業許可業者による臨時収集（運搬手数料負担有り）

・なお、近隣の指定取引場所は、①日本通運（株）摂津指定引取場所②日本通運（株）豊中指定引取場所があります。

2　関連する補正予算（一般会計補正予算（第５号））

・債務負担行為補正　　環境クリーンセンター長期包括運営事業（R8業務追加分）

期間：令和8年度～令和14年度　総額：237,762 千円

概要：古紙類等の収集開始に伴う受入対応等業務委託の業務量増加分

3　施行日

令和9年4月1日

議会説明資料　第105号議案　　令和8年11月20日

箕面市立リサイクルセンター条例の廃止について

市民部　環境クリーンセンター

◆　箕面市立リサイクルセンターは、リサイクル社会の形成を目的とした公の施設ですが、市民工房を平成25年に閉鎖して以降、かん・びんの選別業務のみを行っており、令和7年度施設監査では公の施設としての性質をほぼ有していないとの指摘を受けています。

◆　令和9年1月より、箕面市、(一財)箕面市障害者事業団、荏原環境プラント(株)、(一社)箕面市農業公社の4者共同で、センター内でアクアポニックス事業を開始する予定であるため、監査の指摘も踏まえ、公の施設としてのリサイクルセンターを廃止します。

1　リサイクルセンターの沿革

平成5年　リサイクルセンター竣工、市民工房を開設

平成14年　市民工房の運営をNPOに委託

平成25年　市民工房を閉鎖、以後かん・びんの選別作業のみを実施

2　令和７年度施設監査指摘事項（要約）

・リサイクルセンターは市民が利用する公の施設として条例で規定されているが、市民利用に供していた市民工房は平成25年9月末で閉鎖して以後、条例に規定する事業の実施実績はほとんどなく、公の施設としての性質はほぼ有していないと認められる。

・今後、リサイクルセンターの活用方策を検討した上で、公の施設としての再稼働が見込めないのであれば、条例及び施行規則を廃止し、建物を環境クリーンセンターの一部として位置づけ、従前からの選別業務に加え新たな活用事業等を行うことを検討されたい。

3　今後の活用

・障害者雇用の場でもあるかん・びんの選別業務、リサイクル社会の形成に関する業務は環境クリーンセンターが継続実施します。

・旧市民工房スペースでは、箕面市、(一財)箕面市障害者事業団、荏原環境プラント(株)、(一社)箕面市農業公社の協働により、障害者雇用、焼却熱を利用した発電電力の有効活用、地産地消の推進を目的としたアクアポニックス事業を実施する予定です。

4　施行日

令和9年4月1日

議会説明資料　第106号議案　　令和8年11月20日

箕面市立駐車場条例の改正について

都市整備部　道路管理課

◆　令和9年12月に予定する阪急桜井駅南改札口の供用開始に合わせ、駅利用者の利便性向上と駅北側にある市立桜井駐輪場の混雑緩和を図るため、「(仮称)箕面市立桜井南駐輪場」を新設します。
◆　この新設に伴い、当該駐輪場の設置と設置に伴う指定管理者の指定手続方法に必要な規定を整備するため、本条例を改正します。

1　条例改正の概要

(1)新規の設置

(仮称)箕面市立桜井南駐輪場を規定します。

名　称	位　置
(仮称)箕面市立桜井南駐輪場	箕面市桜井2丁目

(2)指定管理者の指定手続方法

市長が自ら指定管理者を選定する施設に「(仮称)箕面市立桜井南駐輪場」を追加します。

現　行	改正後
・箕面市立箕面船場第二駐車場 ・箕面市立桜井駐輪場 ・箕面市立牧落駐輪場	・箕面市立箕面船場第二駐車場 ・箕面市立桜井駐輪場 ・箕面市立牧落駐輪場 ・(仮称)箕面市立桜井南駐輪場(追加)

2　今後の予定

令和9年　2月　令和9年第1回定例会
(仮称)箕面市立桜井南駐輪場の整備と指定管理に関する予算について提案
6月　令和9年第2回定例会
(仮称)箕面市立桜井南駐輪場の指定管理者の指定について提案
12月　(仮称)箕面市立桜井南駐輪場　供用開始

3　施行日

令和9年12月31日までの間において規則で定める日

議会説明資料　第112号議案　　令和8年11月20日

粟生外院彩都分署整備に係る機械設備工事の契約解除等について

消防本部　消防総務課
企画部　財政課

◆　地盤の強度が設計上必要な値に満たず、建築物基礎の再設計等を実施し、工期を約9ヶ月延長しました。（令和8年5月に議会へご説明済み）
◆　契約済みであった機械設備工事の受注者から、契約条項に基づく契約解除の申し出があったため、契約解除に伴う出来高検査を実施した結果、出来高が前払金を下回ったことから、受注者からの返金（歳入）が発生します。
◆　また、地方債の借入を実施していたため、繰上償還（歳出）を行います。

1　補正予算概要

【歳入】工事前払金返還収入	…	11,379 千円
公債管理基金繰入金	…	3,804 千円
【歳出】公債費繰上償還事業	…	11,400 千円
公債費利子償還事務事業	…	3 千円
公債費繰上償還補償事業	…	3,780 千円

・今回の返金額（11,379 千円）を差し引いた起債対象額（117,700 千円）と、借入れ額（129,100 千円）の差額となる 11,400 千円を繰上償還します。

・定時償還日から繰上償還日までの間の利子を追加するとともに、繰上償還日以降に支払う予定であった利子額を補償金として予算化します。なお、補償金に関しては、繰上償還日時点の利率の状況によって不要となる場合があります。

2　契約解除の概要

内　容 ： 機械設備工事

受注者 ： エースイ設備株式会社

期　間 ： 令和7年9月10日 ～ 令和8年12月10日

契約額 ： 39,545,000 円（前払額：15,810,000 円）

・物価高騰など社会情勢の不透明感から、契約継続が困難との受注者からの申し出があり、協議を重ねてきましたが契約継続に至らず、契約条項（中止期間6ヶ月超で受注者に解除権が発生）に基づき、契約を解除することになりました。

３　契約解除後の動き

・新たな受注者を早期に決める必要があることから、再入札を実施しています。

・新たな契約は、現在の予算で対応可能です。

・建築工事は10月から再開しており、現時点で竣工時期に変更はありません。

議会説明資料　第109･110･111･112･114号議案　　令和8年11月20日

大阪広域水道企業団との水道事業の統合に伴う手続について

上下水道局　経営企画室、浄水室

◆　大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）との水道事業の統合に際し、必要となる条例改正等を行います。
◆　企業団へ承継しない未収金（不納欠損処理済など、企業団との統合後に徴収見込がない債権）について、箕面市水道事業給水条例を一部改正し、債権放棄を行います。
◆　統合を機に、水道事業に直結していない資産（①才ヶ原池等②上下水道局庁舎）を整理し、一般会計に所管換えするための補正予算を計上します。

1　条例改正等の概要

（1）箕面市上下水道企業の設置等に関する条例の改正　（特別議決･令和9年4月1日施行）

･水道事業に関する規定の削除、下水道事業への地方公営企業法適用の変更等に加え、議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例の文言整理を行います。

（2）大阪広域水道企業団との水道事業の統合等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定（令和9年4月1日施行）

･企業団との水道事業の統合、下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴い、関係規定を一括して整備します。

改正 … 箕面市事務分掌条例ほか　計18条例

廃止 … 箕面市上下水道企業職員定数条例ほか　計4条例

（3）箕面市水道事業給水条例の改正　（公布の日施行）

･債権放棄に関する規定を新設します。

※改正後に条例の規定により債権放棄したのちに、議会に報告します。（令和9年第1回定例会）

2　債権放棄

･企業団との統合にあたり、「統合前年度末の貸借対照表に計上されており、かつ、企業団統合後に徴収可能な未収金のみ承継する。それ以外は承継しない」ことが共通条件とされているため、すでに不納欠損処理を行った債権（所在不明債権、破産による免責債権、取立てに要する費用未満の債権）及び直近の破産による免責債権を放棄するものです。（7,920件、49,948,868円）

3　水道資産の整理

（1）対象資産

①才ヶ原池等（涵養林、池、堤）

・昭和51年度に涵養林を、平成11年度に池・堤を「箕面浄水場の非常用水源」として取得しましたが、その後の膜ろ過浄水方式変更に適さず、原水として利用できないことから、隣接する「野鳥の森」とあわせて森林としての景観や自然歩道の保全、防災機能などの役割を有しているため、一般会計（都市整備部公園みどり課）に所管換えします。

②上下水道局庁舎

・平成5年に当時の水道部と電算課の事務所、サーバー室等として建設しましたが、敷地が一般会計所有であること、また、現在は水道事業以外（下水道、ボートレース、一般会計）も複合的に利用しているため、一般会計（都市計画部庁舎管理課）に有償で所管換えし、令和9年度から企業団として一般会計から賃貸借契約で事務所等を借り受けます。

（2）補正予算

①才ヶ原池等（涵養林、池、堤）

涵養林は有償（土地購入費：12,380 千円、不動産価格意見書作成費 718 千円）

池、堤は無償（維持管理費を考慮して相殺）

②上下水道局庁舎

有償（建物購入費：5,046 千円）

資産名称	一般会計	水道事業会計
①-1 涵養林	緑地維持管理事業（臨時） 細節：土地購入費　12,380 千円 細々節：市有林用地取得意見書作成費　718 千円 【都市整備部公園みどり課から要求】	【収益的収入・支出】 収入）一般会計負担金　718 千円 支出）減損損失（土地の評価損）　57,011 千円 【資本的収入】 土地売却代金　12,380 千円
①-2 池、堤	無償のため予算計上なし	【収益的支出】 減損損失（土地の評価損）　45,098 千円 固定資産譲渡損　10,400 千円
②上下水道局庁舎	庁舎管理事業（臨時） 細節：建物購入費　5,046 千円 【都市計画部庁舎管理課から要求】	【収益的収入・支出】 収入）特別利益（長期前受金の収益化）　376,613 千円 支出）固定資産売却損　370,961 千円 【資本的収入】 その他固定資産売却代金　5,046 千円

議会説明資料　第102・112号議案　　令和8年11月20日

待機児童保育室の設置について

子ども未来部　保育幼稚園利用課

◆　本市では、令和8年4月に1歳児37名の待機児童が生じ、令和9年4月入所においても同様の状況が想定されていることから、これまでの保育士確保対策に加え、時限的な待機児童対策として、入所選考において待機となった児童を対象に保育を実施する「待機児童保育室」を設置します。

◆　待機児童保育室の設置に伴い、待機児童保育室の設置条例の制定、導入経費に係る補正予算、待機児童保育室運営業務委託契約の締結に係る債務負担行為について、12月議会に議案を提案します。

1　待機児童保育室の概要

（1）　施設の概要

箪面市立病院内において社会福祉法人夢工房が運営している院内保育室「ささゆり夢保育園」として利用している保育室2室のうち1室を活用し、入所選考において待機となった児童の保育を実施します。

所在地	箪面市萱野五丁目7番1号　箪面市立病院内 （院内保育「ささゆり夢保育園」と併設）
委託先	社会福祉法人夢工房
職員体制	施設長（ささゆり夢保育園の所長を兼務）、専任保育士4名
定員	1～2歳児（主に1歳児）クラス10名（条例上は20名）
開所日等	7:00～19:00（日曜日・祝日・年末年始を除く）
利用料	「箪面市保育料に関する規則」に準ずる
利用条件	2施設以上の市内保育施設を希望して待機となった場合
退所条件	市内認可保育施設に内定したとき、または2歳児クラスを満了したとき

（2）　運営方法

・ささゆり夢保育園の運営を受託している社会福祉法人夢工房に業務委託し、待機となった児童が市内の認可保育施設に内定するまで保育を行います。

・主に保育ニーズが多い1歳児を受け入れ、次年度に利用可能な認可保育施設等の保育の場がない場合は2歳児クラスとして継続して受け入れます。

・当該保育室の利用料として、市内認可保育施設と同額を徴収します。

・箪面市立病院の移転時期を踏まえ、実施期間は令和12年度末までの予定です。

2　設置条例の概要

設置の目的、施設の名称、位置及び定員、利用料、条例に定めのないものに関する規則への委任のほか、附則において施行期日（令和9年4月1日）、準備行為について定めるもの。

3　補正予算（導入経費）、債務負担行為（令和９年度運営経費）（見込み額）

（1） 令和8年度補正予算（導入経費を計上）

歳出 ･･･	需用費（児童用おもちゃ、プレイマット等）	181 千円
	備品購入費（収納棚、シューズボックス、机等）	959 千円
	補正予算要求額計	1,140 千円

（2） 債務負担行為（令和9年度運営経費）

歳出 ･･･	委託料（待機児童保育室運営業務委託）	33,506 千円
	歳出計	33,506 千円

（参考） 特定財源

歳入 ･･･	国交付金（子ども･子育て支援交付金）	4,400 千円
	府交付金（子ども･子育て支援交付金）	4,400 千円
	雑入（待機児童保育室利用料）	4,392 千円
	歳入計	13,192 千円

4　今後のスケジュール

令和9年	1月	箪面市待機児童保育室設置条例施行規則を制定
		社会福祉法人夢工房と待機児童保育室運営業務委託契約を締結
	2月	待機児童保育室利用児童の募集
	4月	運営開始

議会説明資料　第96･97･98･99･100号議案　　令和8年11月20日

指定管理者の指定について

企画部　商工労働課
人権文化部　生涯学習･市民活動課、人権政策課
都市整備部　道路管理課

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、箕面市立小野原多世代地域交流センター、箕面市立箕面文化･交流センター北館･南館、箕面市立萱野老人いこいの家、箕面市立桜ケ丘老人いこいの家、箕面市立かやの第一･第二･第三駐輪場の指定管理者を提案します。

1　箕面市立小野原多世代地域交流センター【継続】（企画部　商工労働課）

期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）
候補者	公益社団法人箕面市シルバー人材センター
管理料	32,170 千円／5年間 （令和9年度 6,105 千円、令和10年度 6,266 千円、令和11年度 6,394 千円、令和12年度 6,604 千円、令和13年度 6,801 千円）
選定方法	非公募（箕面市立小野原多世代地域交流センター条例第4条第1項）
選定理由	･平成24年10月にオープンした小野原多世代地域交流センターは、住民が集う地域交流･多世代交流の拠点として設置し、高齢者の豊富な知識と経験をもつ多くの会員を有するシルバー人材センターに施設の管理運営を委ねました。 ･シルバー人材センターは、現指定管理者として、高齢者がもつ知識、技能を次世代へ伝える交流イベントや各種教室を開催するなど、世代を超えたふれあいの場を提供するという施設の設置目的を効果的に達成する事業を実施しています。また、提出された事業計画書及び収支計算書などを選定会議で審議した結果、提案金額や人員配置等は妥当であり、安定的かつ効果的な施設運営が期待できるため、次期指定管理者の候補者として提案するものです。

2　箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館【継続】

（人権文化部　生涯学習･市民活動課）

期　　間	令和9年4月1日～令和14年3月31日 （5年間）
候 補 者	株式会社ハウスビルシステム
管 理 料	274,010 千円／5年間 （令和9年度 53,402 千円、令和10年度･令和11年度 55,502 千円、令和12年度･令和13年度 54,802 千円）
選定方法	公募（応募者数：2者）（箕面市立箕面文化･交流センター条例第5条第1項）
選定理由	･提案内容を審査した結果、箕面文化･交流センター北館および南館を安定して運営する能力を有し、本施設の設置目的を最も効果的に達成できると認められるため。

3　箕面市立萱野老人いこいの家【継続】（人権文化部　人権政策課）

期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日(5年間)
候補者	一般社団法人　福祉サービスよってんか
管理料	74,585 千円／5年間 （令和9年度 14,078 千円、令和10年度 14,483 千円、令和11年度 14,906 千円、令和12年度 15,337 千円、令和13年度 15,781 千円）
選定方法	公募（応募者数：1者）（箕面市立老人いこいの家条例第4条第1項）
選定理由	･提案内容を審査した結果、これまで萱野老人いこいの家の指定管理者として実績があり、安定して施設の管理運営を行う能力を有しており、本施設の設置目的を効果的に達成できると認められるため。

4　箕面市立桜ケ丘老人いこいの家【継続】（人権文化部　人権政策課）

期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日(5年間)
候補者	一般社団法人　福祉サービスよってんか
管理料	56,284 千円／5年間 （令和9年度 10,314 千円、令和10年度 10,762 千円、令和11年度 11,237 千円、令和12年度 11,728 千円、令和13年度 12,243 千円）
選定方法	公募（応募者数：1者）（箕面市立老人いこいの家条例第4条第1項）
選定理由	･提案内容を審査した結果、これまで桜ケ丘老人いこいの家の指定管理者として実績があり、安定して施設の管理運営を行う能力を有しており、本施設の設置目的を効果的に達成できると認められるため。

5　箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場【継続】

（都市整備部　道路管理課）

期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日(5年間)
候補者	サイカパーキング株式会社
管理料	なし（利用料金制のもと、指定管理者による独立採算で運営）
納付金	30,000千円／5年間（6,000千円／年） ※指定管理期間における各年度において、その収支決算額が黒字となった場合は、その黒字額の50%を納付金に加算する。
選定方法	公募（応募者数：1者）（箕面市立駐車場条例第7条第1項）
選定理由	・提案内容を審査した結果、本駐輪場を安定して運営する能力を有し、本施設の設置目的を最も効果的に達成できるため。 ・隣接する商業施設の駐輪場についても、同社が運営管理を行っており、かやの地区全体の駐輪場を一体的に管理運営することで、箕面萱野駅周辺環境の向上が見込めるため。 ・指定管理期間の5年間に、計 30,000 千円(6,000 千円／年)を市へ納付することにあわせて、各年度において、その収支決算額が黒字となった場合は、その黒字額の50%を加算して市へ納付する提案があったため。